

遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会の名称は、遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 この協議会は、水質の保全及び改善、河川に流入・投棄されるごみの問題解決について関係機関が情報を共有し、水質の保全及び改善並びにごみ対策の取組を推進することにより、遠賀川水系の水環境の保全・再生を図ることを目的とする。

(取 組)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

1. 河川水質に関する情報共有と汚水処理対策等の水質改善の取組
2. 水質事故の発生防止のための取組と事故発生時の被害拡大防止のための取組
3. ごみ問題に関する情報共有と問題解決に向けた取組
4. 環境教育の推進など水環境の保全・再生のための啓発
5. その他、遠賀川水系の水環境の保全・再生に必要と認める取組

(組 織)

第4条 協議会は（別表－1）に掲げる委員をもって構成する。

(役 員)

第5条 協議会には、次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副会長 1名

(会 長)

第6条 会長は、遠賀川河川事務所長をもって、これに充て会務を運営する。

- 2 会長は、毎年度協議会を招集し議事運営を行う。
- 3 会長は、第4条によるもののほか、必要に応じて構成員以外（学識経験者等）を協議会に出席させ、意見を求めることが出来る。

(副会長)

第7条 副会長は、福岡県環境部環境保全課長をもって、これに充てる。

- 2 副会長は、会長を補佐するものとする。

(幹事会)

第8条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、（別表－2）に掲げる委員をもって構成する。
- 3 幹事長は、遠賀川河川事務所技術副所長をもって、これに充て会務を運営する。

- 4 副幹事長は、福岡県環境部環境保全課課長技術補佐をもって、これに充て幹事長を補佐するものとする。
- 5 幹事長は、毎年度幹事会を招集し議事運営を行う。幹事会の結果については協議会に報告するものとする。
- 6 幹事長は、第2項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者（学識経験者等）を幹事会に出席させ、意見を求めることが出来る。

(推進部会)

第9条 第3条に掲げる取組を推進していくため、幹事会に各地区の推進部会を置く。

- 2 各地区の推進部会の構成機関及び部会長・副部会長は（別表-3）のとおりとする。
なお、部会長・副部会長の任期は1年とするが、必要に応じ延長できるものとする。
- 3 部会長は、毎年度地区推進部会を招集し議事運営を行う。地区推進部会の結果については幹事会に報告するものとする。

(専門部会)

第10条 第3条に掲げる取組の実施や検証等について、専門的な助言を得るために、会長は学識経験者等からなる専門部会を設けることができる。

(事務局)

第11条 協議会及び幹事会の事務局を、遠賀川河川事務所に置く。

(規約の改正)

第12条 本規約の改正は、協議会の決議によらなければならない。

(雑 則)

第13条 協議会の規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長がこれを定めるものとする。

- 附則 この規約は、昭和50年 2月 3日より施行する。
この規約は、昭和61年11月 4日より一部改正する。
この規約は、平成 9年 9月 3日より一部改正する。
この規約は、平成10年 8月31日より一部改正する。
この規約は、平成12年 8月30日より一部改正する。
この規約は、平成13年 8月31日より一部改正する。
この規約は、平成14年 8月 9日より一部改正する。
この規約は、平成15年 8月 1日より一部改正する。
この規約は、平成16年 8月 9日より一部改正する。
この規約は、平成17年 8月 3日より一部改正する。
この規約は、平成18年 7月31日より一部改正する。
この規約は、平成19年 8月29日より一部改正する。
この規約は、平成20年 7月25日より一部改正する。

この規約は、平成25年 8月 8日より一部改正する。

この規約は、平成30年 8月 1日より、協議会の名称を遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会から遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会に変更し、全部改正する。

この規約は、令和2年 8月24日より一部改正する。

(別表－１)

遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会構成機関

(国の関係)

九州地方整備局遠賀川河川事務所長 九州経済産業局環境・リサイクル課長
九州地方環境事務所環境対策課長

(福岡県の関係)

県土整備部河川管理課長 県土整備部水資源対策課水道整備室長 建築都市部下水道課長
農林水産部食の安全・地産地消課長 環境部環境保全課長 環境部廃棄物対策課長
北九州県土整備事務所長 直方県土整備事務所長 飯塚県土整備事務所長
田川県土整備事務所長 宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境長
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境長

(市町村の関係)

北九州市建設局長 北九州市環境局長 北九州市上下水道局長 直方市長
飯塚市長 田川市長 中間市長 宮若市長 嘉麻市長 芦屋町長 水巻町長
岡垣町長 遠賀町長 小竹町長 鞍手町長 桂川町長 香春町長 添田町長
糸田町長 川崎町長 大任町長 福智町長 赤村長

(消防の関係)

北九州市消防局八幡西消防署長 中間市消防本部消防長 遠賀郡消防本部消防長
直方市消防本部消防長 直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部消防長
飯塚地区消防本部消防長 田川地区消防本部消防長

(別表－２)

遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会(幹事会)構成機関

(国の関係)

九州地方整備局遠賀川河川事務所技術副所長、河川環境課長、管理課長、占用調整課長
九州経済産業局環境・リサイクル課課長補佐 九州地方環境事務所福岡事務所長

(福岡県の関係)

県土整備部河川管理課課長技術補佐 県土整備部水資源対策課水道整備室企画主幹
建築都市部下水道課課長技術補佐 農林水産部食の安全・地産地消課課長技術補佐
環境部環境保全課課長技術補佐 環境部廃棄物対策課課長補佐
北九州県土整備事務所用地課長 直方県土整備事務所用地課長
飯塚県土整備事務所用地課長 田川県土整備事務所用地課長
宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課長 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課長

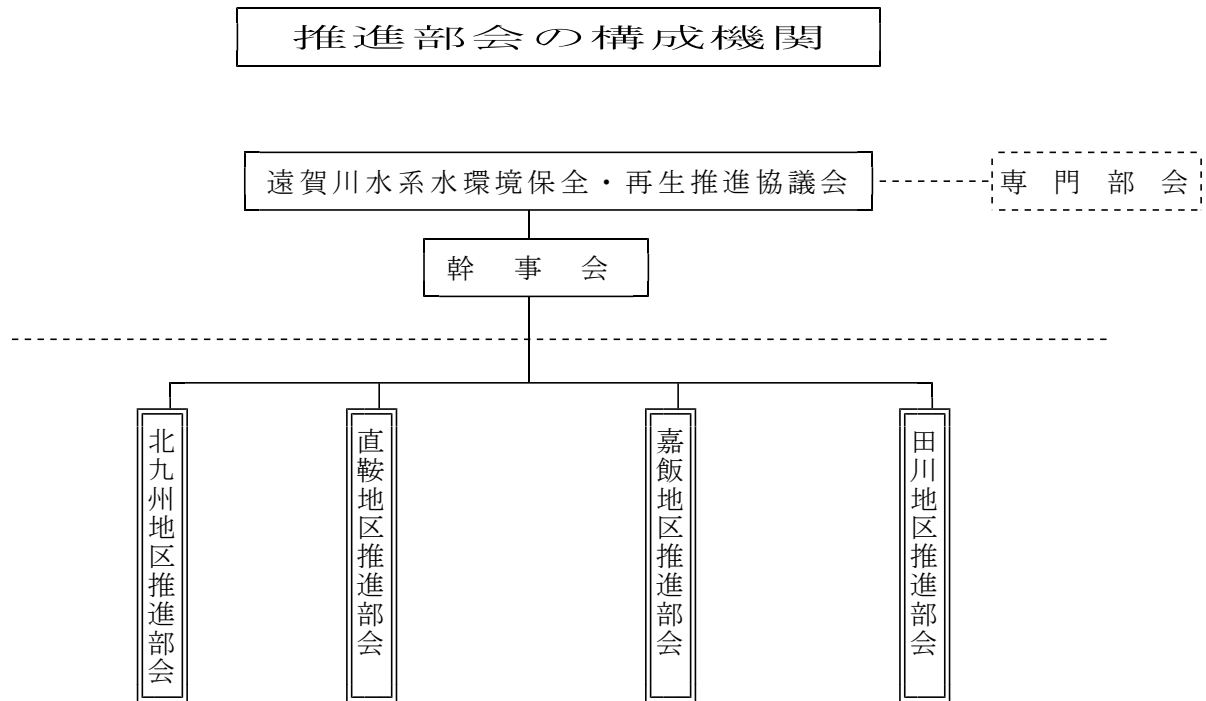
(市町村の関係)

北九州市建設局河川整備課長 北九州市環境局環境監視課長
北九州市上下水道局水質試験所長 直方市環境整備課長 飯塚市環境整備課長
田川市環境対策課長 中間市環境保全課長 宮若市環境保全課長 嘉麻市環境課長
芦屋町環境住宅課長 水巻町産業環境課長 岡垣町住民環境課長 遠賀町住民課長
小竹町農政環境課長 鞍手町農政環境課長 桂川町保険環境課長
香春町税務住民課長 添田町保健福祉環境課長 糸田町住民課長
川崎町住宅環境課長 大任町住民課長 福智町住民課長 赤村住民課長

(消防の関係)

北九州市消防局八幡西消防署予防課長 中間市消防本部予防課長
遠賀郡消防本部芦屋分署長 直方市消防本部予防課長
直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部予防課長 飯塚地区消防本部予防課長
田川地区消防本部予防課長

(別表－3)



北九州地区 推進部会	北九州市、中間市、水巻町、芦屋町、遠賀町、岡垣町 北九州県土整備事務所、宗像・遠賀保健福祉環境事務所
直鞍地区 推進部会	直方市、宮若市、鞍手町、小竹町 直方県土整備事務所、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
嘉飯地区 推進部会	飯塚市、嘉麻市、桂川町 飯塚県土整備事務所、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
田川地区 推進部会	田川市、川崎町、糸田町、福智町、添田町、大任町、香春町、赤村 田川県土整備事務所、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

【北九州地区推進部会】

部会長・・・北九州市水質試験所長 副部会長・・・北九州県土整備事務所用地課長

【直鞍地区推進部会】

部会長・・・直方市環境整備課長 副部会長・・・直方県土整備事務所用地課長

【嘉飯地区推進部会】

部会長・・・飯塚市環境整備課長 副部会長・・・飯塚県土整備事務所用地課長

【田川地区推進部会】

部会長・・・田川市環境対策課長 副部会長・・・田川県土整備事務所用地課長